

令和5年度 日高市地域公共交通計画策定基礎調査等支援業務 仕様書

1 業務名

日高市地域公共交通計画策定基礎調査等支援業務

2 業務の目的

本業務では、人口減少及び高齢化社会を見据えつつ、地域の実情や住民ニーズ・観光ニーズに即した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、交通事業者、関係行政機関及び地域住民等との意見調整を行い、地域公共交通協議会の設立及び運営を支援するとともに、公共交通とまちづくり施策との一体化を図り、市の現状と今後の課題を詳細に整理した上で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下、「法」という。）に基づく、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）の策定に向けた基礎調査を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 対象範囲

本業務の対象範囲は、日高市全域とする。

5 業務の内容

令和5年度における業務内容は次のとおりとする。

なお、業務内容は地域公共交通協議会の設置、円滑な運営及び地域公共交通計画の策定に必要と考える事項を示したものであり、細部は受託事業者の企画提案により調整することとする。

ただし、同趣旨のもので代替できる案の提示ができるものとする。

（1）地域公共交通協議会の設立支援

地域公共交通協議会設立に向けて、交通事業者、関係行政機関及び地域住民等との協議及び意見調整を図るため、打合せ会議には管理技術者が出席（必要に応じて補足説明）する他、会議資料及び説明資料等の作成に係る運営支援を行う。

会議後については、会議結果を取りまとめ、課題点等を踏まえた調整事項を市に提示する。

（2）地域公共交通協議会及び部会の運営支援

地域公共交通計画の策定及び地域公共交通の活性化に向けた議論を行

うため、地域公共交通協議会及び部会に管理技術者が出席（必要に応じて補足説明）する他、会議資料及び説明資料等の作成に係る運営支援を行う。

会議後については、会議結果を取りまとめ、課題点等を踏まえた調整事項を市に提示する

(3) 市内関係部署連絡会議の運営支援

地域公共交通の活性化に向けて市内関係部署との円滑な協議を図る連絡会議を実施するため、会議に管理技術者が出席（必要に応じて補足説明）する他、会議資料及び説明資料等の作成に係る運営支援を行う。

(4) 地域交通に関する現況把握・地域特性の整理

地域公共交通計画の策定に向けた基礎データとして活用するために、国勢調査等の各種統計調査を活用しながら、人口・世帯の状況、各種施設の立地状況、市内交通サービス及び交通需要を踏まえて、公共交通の利用状況等を整理する。

| 項目 | 内容 | 資料 |
|--------|---|-------------------|
| 地域特性 | 【人口】 総数、年齢階層別、性別等の人口分布等 【施設】 行政、文化、観光、福祉、医療、商業及び教育施設の分布等 | ・国勢調査 ・国土数値情報 |
| 交通サービス | 【鉄道・バス等】 事業者数、運行経路及び区域、本数、料金等 【タクシー】 事業者数、台数等 【自家用有償旅客運送】 運行形態、対象者、区域、本数等 【福祉輸送、スクールバス、買物バス等】 運行経路、区域、本数等 【その他】 市の補助事業等 | ・自治体・交通事業者ウェブサイト等 |
| 交通需要 | 【顕在需要】 路線別利用者数、駅・停留所別利用者数 | パーソントリップ調査 |

(5) 上位・関連計画の整理

- ① 上位・関連計画の地域公共交通の位置付けや関連する施策等について整理を行う。

(6) 地域公共交通に関するニーズ調査等

- ① 市民アンケート調査

※無作為抽出した 3,000 人を対象とする。

ア 調査票の設問設定

イ 調査票作成・印刷

ウ 発送用及び返信用封筒の作成

エ 調査票の封入

オ 調査票のデータ入力

カ 調査票の集計及び分析

キ 報告書の作成

※ 調査対象のデータ抽出については、市で行う。

※ 回収率は、3,000 人のうち 40%~50%を想定

※ 調査票の印刷、発送、回収に係る封書及び郵便料等の費用負担は全て受託者が負担する。

② 高齢者等おでかけ支援事業の利用実態調査

「高齢者等おでかけ支援事業」に係る過去 3 年の利用実績を調査し、以下の点を整理した上で、申請者等の移動手段及び移動先を取りまとめ、地図化及び図表化（グラフ等）する。

ア 申請者の居住地、年齢

イ 申請者のバス乗車及び降車地点

ウ 申請者のタクシー乗車及び降車地点

(7) 移動の実態や公共交通の利用実態の整理

① 市内バス路線利用状況の調査及び分析

市内を通過する国際興業バス及びイーグルバスの路線バス全系統・全便を対象として、利用者毎に乗車バス停、降車バス停、支払い方法、性別、年齢層を実地調査し、結果を取りまとめる。

※調査は平日 1 日を想定し、日を分けて全路線で 2 日間調査を実施する。

(8) 地域交通の課題整理

① 地域公共交通を取り巻く課題の整理

調査結果を踏まえ、地域公共交通が直面している状況や問題点を明らかにし、日高市における地域公共交通に求められるニーズと解決すべき課題を整理する。

◆主な項目例

・交通需要と交通サービスの比較

・交通サービスの重複等の確認

② 公共交通のあり方及び新たな公共交通の検討

調査結果を踏まえ、交通空白地域対策及び利用促進等、今後の地域公共交通のあり方や新たな公共交通の運行方法について、クロスセクター効果（公共交通が運行することにより抑制されている行政コスト）を算出することにより、利用者数や運行収支に加え多様な視点から分析等を行い、利

便性や運行効率（採算性）等に配慮した検討を行う。

◆主な項目例

- ・既存地域公共交通サービスの適正化
- ・新たな交通サービス導入の可能性

③ 既存事業等に関する現状把握

「地域自主運行事業」「地域おたすけ隊」等の現状を分析し、利用実態を整理する。

(9) 速報値の提出

基礎調査に係る数値については、地域公共交通協議会又は庁内関係部署連絡会議等の開催に合わせ、監督員の求めに応じて速報値を提出する。

なお、法定協議会の開催予定時期については、以下のとおり。

- ・第1回目：令和6年1月
- ・第2回目：令和6年2月

(10) 打合せ協議

業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時における打合せ協議

6 成果品等

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 納入場所 日高市総務部危機管理課
- (2) 提出期限 令和6年3月29日（金）

※速報値は提出期限の前でも監督員の求めに応じて提出すること。

- (3) 調査業務報告書 A4版3部、電子データ一式

※製本、データの仕様等の詳細については、市と協議する。

- (4) 各種調査集計・分析結果、会議記録等

7 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針を提示すること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等の資料や実証段階から実用段階にある先端技術等の情報を常に収集し、十分な調査をすること。
- (3) 市は、業務に必要な資料を所定の手続によって貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した文献等資料を市に提出すること。
- (6) 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託事業者の申請による。
- (7) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。

8 注意事項

- (1) 受託事業者は、日高市情報公開条例（平成 12 年 3 月 23 日条例第 2 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行にあたっては、監督員と緊密に連絡をとること。
- (3) 業務完了後、受託事業者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託事業者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託事業者の負担とする。
- (4) 成果物の所有権、著作権、利用権は市に帰属するものとする。

9 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。